

行政書士法改正に関する会長声明

2014年7月23日

千葉県弁護士会

会長 蒲田孝代



日本行政書士会連合会は、行政書士法を改正して、「行政書士が作成すことのできる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立、再審査請求等行政庁に対する不服申立について代理すること」を行政書士の業務範囲とすることを要望し、そのための運動を推進している。これを受け、日本行政書士会連合会及び日本行政書士政治連盟（以下「日行連等」という。）は、今期通常国会に、前記業務を行政書士の業務範囲とする行政書士法改正案を議員立法として提出する動きを展開していたところ、同改正案は、2014年（平成26年）6月13日、衆議院本会議にて可決され、同月20日、参議院本会議においても可決、成立し、同月27日、公布された。

しかしながら、行政書士法を改正し、行政庁に対する不服申立ての代理権を行政書士に付与することには、以下のとおり多くの問題があることから、当会はこれに強く反対し、直ちに上記改正部分を廃止する旨の再改正をすることを求める。

1 職務の性質上相容れないこと

行政書士の主たる職務は、「行政に関する手続の円滑な実施に寄与すること」である（行政書士法1条）。これに対し、行政庁への不服申立ては行政庁の違法又は不当な処分等を是正し国民の権利利益を擁護することであり（行政不服審査法1条1項）、行政と対峙する行為である。行政書士が行政不服申立てについて代理することは、行政書士が行政と対立する活動を行うということであり、このような活動は、「行政に関する手続の円滑な実施に寄与する」という行政書士の主たる職務と職務の性質上本質

的に相容れない。

また、現在、行政書士が行うことができる職務は、申請代理等紛争がない場面で行われるものであり、書面作成を除き代理人として法律行為を行うことや紛争に介入することは予定されておらず、かつ許されないところ、行政庁への不服申立ては、法的紛争に外ならないものであり、行政書士がこの手続を代理することは、法的紛争に関与することが想定されていない行政書士の職務の性質とも相容れない。

2 立場上相容れないこと

行政への不服申立ては、国民が行政庁に対して違法又は不当な処分等の是正を求めるこことによって国民の権利利益を擁護する制度であることから、国民と行政が鋭く対立する場面である。

しかるに、行政書士法上、行政書士に対する懲戒処分は都道府県知事が行うものとされ、また、行政書士会、日本行政書士会連合会への監督はそれぞれ都道府県知事、総務大臣が行うものとされている。これら行政からの種々の監督を受ける立場にある行政書士は、行政庁に対する不服申立ての代理人として、行政庁の違法又は不当な処分等を是正すべく国民のために十分な代理活動を行うことができる立場にあるとはいはず、行政書士が行政不服申立の代理行為をすることにより、かえって国民の権利利益の実現が害されるおそれすらある。

3 行政訴訟を視野に入れた活動が十分にできないこと

行政不服申立制度は、行政が、自ら、簡易な手続きで処分等の是正を行う制度であり、あくまで略式の簡易迅速な救済手続である。行政の違法な活動により、権利を侵害された国民の救済を図る中核的な制度は、行政権から独立した中立公正な立場である裁判所が、慎重な手続で審査をする行政訴訟であり、行政に権利を侵害された国民の救済を行うには、行政訴訟も視野に入れた活動が不可欠である。しかし、行政書士は訴訟代理権を有しておらず、しかも、行政書士試験科目にも行政事件訴訟法の基礎となる

民事訴訟法は課されていないのであるから、訴訟を見据えた行政不服申立ての代理活動を行うに足りる専門性や判断力等の能力が担保できていない。また、訴訟代理権を有しない行政書士が、本来、行政訴訟を選択すべき場面において、あえて行政不服申立て制度を利用することを勧め、かえつて救済が遅延する事態が生ずることも懸念されるところである。

4 行政書士に代理を認める必要性がない

弁護士は、これまででも、行政庁に対する不服申立ての代理人として活動し、出入国管理及び難民認定法、生活保護法、精神保健及び精神障害者福祉法等に基づく行政手続等の様々な分野で、行政による違法又は不当な行政処分から国民の権利利益を救済する実績を上げている。そして、弁護士の数は、2014年（平成26年）3月31日現在で3万5045名であり、さらに今後も増加し続けるであろう現状からすれば、これまで以上に弁護士が行政庁に対する不服申立ての分野にも一層関与していくことが予想される。

したがって、行政書士に不服申立ての代理権を付与しなければ代理人が不足するというものではなく、行政書士に行政不服申立ての代理権を付与する必要性はない。